

## 内陸国と海洋

—国連海洋法条約第一五部で規定されている紛争解決手続と関連して—

川上壯一郎

### 一 はしがき

- 二 国連海洋法条約第一五部の仕組
- 三 内陸国の海への出入の権利及び通過の自由と紛争解決
- 四 結びに代えて

### 一 はしがき

国連海洋法条約第二二五条は、内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由を定め、次のように規定する。  
 1 内陸国は、公海の自由及び人類の共同の財産に関する権利を含むこの条約に定める権利の行使のために海への出入りの権利を有する。このため、内陸国は、通過<sup>(1)</sup>国<sup>(2)</sup>の領域においてすべての輸送手段による通過の自由を享有する。

2 通過の自由を行使する条件及び態様については、関係する内陸国と通過国との間の一国間の、小地域的な又は地域的な協定によつて合意する。

3 通過国は、自國の領域における完全な主権の行使として、この部に定める内陸国の権利及び内陸国ための便益が自國の正当な利益にいかなる害も及ぼさないようすべての必要な措置をとる権利を有する。

第一二五条は、1において内陸国に海への出入りの権利及び通過の自由を認め、2で、通過の自由行使する条件及び態様 (terms and modality) きめるにあたつて内陸国と関係する通過国が話し合いをして、それを協定にまとめることがうたわれている。3では、通過国は、自國の領域における完全な主権の行使として、この部に定める内陸国の権利及び内陸国ための便益が自國の正当な利益にいかなる害を及ぼさないようすべての必要な措置をとる権利がうたわれている。

問題にしたいのは、3のなかで、「通過国の正当な利益」とか「通過による必要な措置」という文言が用いられているが、これらは一体なにを意味するのか。通過国の判断が先行するのかどうなのか。この点第一〇部の文言が抽象的であるので、国連海洋法条約を解釈又は適用するにあたつて内陸国と通過国との間で紛争が発生する余地は十分にある。<sup>(3)</sup> このような紛争をどのように手続によつて解決するか、その手段、方法はいかなるものか、本稿の目的は、それを探ることにある。

(1) 「通過国」とは、国連海洋法条約第一二四条1(b)の規定によると、内陸国と海との間に位置しており、その領域において通過運送が行なわれる国（海岸の有無を問わない）をいう。

なお通過運送とは、同条1(c)によれば、人、荷物、物品及び輸送手段一又は二以上の通赤国における通過をいう。た

だし、その通過が、積換、倉入、荷分け又は輸送方法の変更を伴うかどうかを問わず内陸国の領域内に始まり又は終る全行程の一部にすぎないとき有限る。

(2) 国連海洋法条約第一二四条1(a)によれば、輸送は次のものをいう。

(i) 鉄道車両並びに海洋用、湖用及び河川用船舶並びに道路走行車両

(ii) 現地の状況が必要とする場合には、運搬人及び積載用動物

さらに同条2は、内陸国及び通過国は、相互間の合意により、パイプライン（ガス用輸送管を含む。）及び1(d)に規定するもの以外の輸送の手段を輸送手段に含めることができる。

(3) 内陸国への出入りの権利及び通過の自由の解釈又は適用から発生する紛争解決は、結局国連海洋法条約第一部（紛争の解決）の規定に従がつて解決されるにいふならう。Satya N. Nandan and Jhabhai Rosenne, *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982, A Commentary, Vol III, (エド・A Commentary Vol III)* p. 422 参照。

## 二 国連海洋法条約第一五部の仕組

### 一 実体法と手続法の交錯

一般に実体法とは、法主体者の関係そのものを規律する法であり、手続法とは、この目的実現のための手続に関する法であるといわれている。国際法の分野でも観念的にはこの分類は可能であろう。条約並びに慣習法で定められた権利義務の種類、変動、効果など法が実現しようとする目的自体に関するルールを国際法における実体法とし、そしてその実体法の目的実現のための手続に関する法を手続法であるといえるであろう。しかし現実は異なる

ていて、そう簡単に割りきる」とはできない。それでは、両者の関係をどうとらえたらよいのか。この点についてロベルト・アゴー (Robert Ago) は次のように述べている。

「国際法にも実体法に関するルールと手続法に関するルールとがある。手続法に関するルールは、たしかに満足なものではないが、それは存在している。この二つのルールを一緒にすれば、危険な困惑を生ぜさせる。……実体法のルールは、実体法のルールに相応する手続法のルールがないからといって、その有効性又は価値を減ずるものではない。このことは、たとえ実体法の発展が、手續法の発展と平行に発展する必要性をより明確に示していくで（<sup>(1)</sup>）もある。」

アゴーが述べているように、国際法の分野では、実体法に対応する手続法のルールがなくとも実体法としての地位をそつ失したとはいえない。しかし実体法がまったく手続法とは別個に存在しているともいえない。

紛争解決のシステムを創らずにたとえば条約の無効、終了、運用停止は考えられないからである。国際法秩序のなかで実体法のルールの発展を制度もしくは手続法上のルールの発展へと結びつけることが重要なのである。（<sup>(2)</sup>）

## 二 国連海洋法条約が定める紛争解決の諸手続概観

国際法の分野では、筆者がこれまで見聞したところでは手続法というterminologyはあまり用いられていない。むしろ紛争の解決 (settlement of dispute) と呼んでいるのが通常である。条約の解釈又は適用から生ずる紛争をいかに解釈するかが主目点である。一九八二年国連海洋法条約は、国連海洋法条約の解釈又は適用にあたって生じた紛争をいかに解決するかその手段、方法を第一五部においている。国連海洋法条約の実体法的規則が第一五部

の規則によつて実現化されるよう両者を結びあわせている。そこで国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続を概観してみたい。

条約の解釈又は適用について国家間に紛争が生じた場合、紛争当事者は、信義誠実をもつてその紛争を平和的に解決せねばならない義務を国連海洋法条約は加盟国に課している。<sup>(3)</sup> 国連法の体系のもとでは、すべての国連加盟国は、その紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないよう<sup>(4)</sup>に解決せねばならない義務を負うている。(憲章第二条3)。国連法の傘下にある国連海洋法条約もこの憲章の規定をうけて、国連憲章第二条3に従い、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によつて解決すべきことをうたつている(第二七九条)。その思想は、一八九九年と一九〇七年にハーグで採択された国際紛争平和的処理条約に端を発し、一九一九年の国際連盟規約に引きつがれ、一九二八年の戦争の拠業に関する条約(不戦条約)を経て国連憲章で開花した国際平和主義である。この主義は、国連海洋法条約第一五部を支える理念的基礎になつてゐる。

さて国連海洋法条約第一五部は三つの節によつて構成されている。第一節は総則規定である。第二節は、拘束力を有する決定を伴う義務的手段である。第三節は、第二節の規定の適用に係る制限及び除外である。この三つの節に規定されている手続・方法で、この条約の解釈及び適用から生ずる紛争の解決がはかられてゐる。

第一段階は、紛争解決手段を紛争当事者が自由に選ぶことである(紛争解決手段選択の自由)。国連海洋法条約第二七九条は、紛争を解決するにあたつて国連憲章第三三三条1に規定する手段によつて解決を求めるべならないとしている。<sup>(4)</sup> 国連憲章第三三三条1は、「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする慮のあるものについては、その当事者は、まず第一に交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は

地域的取極の利用その他当時者が選ぶ平和的手段による解決を求めるべからざる。

先にも述べたがどのような手段で紛争を解決するかは紛争当事者の自由に委ねられている。だから紛争当事者の合意が必要になつてくる。もしも紛争当事者間に合意のない場合、紛争は、そのまま放置されることになる。又合意のあつた手続でも、紛争が最終的に解決にいたらぬ場合もある。<sup>(5)</sup>このため紛争を防止するために当事国は、紛争の事情及び性質に適した平和的手段について合意する必要がある。(國際連合憲章に従つた国家の友好関係及び協力についての國際法の原則に関する宣言—友好關係原則宣言—國連総会決議二六二五(XXV))。

国連海洋法条約は、第二八一条に紛争当事者によつて解決がえられない場合の手続に関する規定をおいている。

1 この条約の解釈又は適用に関する紛争の当事者である締約国が、当該締約国が選択する平和的手段によつて紛争の解決を求めることに合意した場合には、この部に定める手續は、当該平和的手段によつて解決がえられず、かつ、当該紛争の当事者間の合意が他の手段の可能性を排除していなきに限り適用される。

2 紛争の当事者が、期限についても合意した場合には、1の規定は、その期限の満了のときに限り適用され<sup>(6)</sup>る。

それでは第一段階での試みが失敗した場合はどうなるのか。もちろん意見の交換(第二八三条)が行なわれるであろう。この規定に拘らず紛争が継続している場合第一段階に入る。

第二段階は、拘束力を有する決定を伴う義務的裁判である。この第一段階と次の第三段階とは複雑にからみ合っている。

第二段階及び第三段階で条約が規定する解決手段は、第一に拘束力を伴う強制的裁判手続」と「調停手続」とにわかれる。調停手続は更に任意的調停と、付託は義務的であるが拘束力のある決定を伴はない調停手続とに分かれ

る。はじめに裁判手続についてみてみることにする。

第二八六条は、「第二節の規定に従うこと」を条件として、この条約の解釈又は適用に関する紛争であつて第一節に定める方法によつて解決がえられなかつたものは、いずれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される」と規定して、次の四つの裁判所<sup>(7)</sup>をあげてゐる。

(a) 付属書VIによつて設立される国際海洋法裁判所

(b) 国際司法裁判所

(c) 付属書VIIによつて組織される仲裁裁判所

(d) 付属書VIIIに規定する一又は二以上の種類の紛争のために同附属書によつて組織される特別裁判所

この四つの裁判所の選択についてであるが、右に掲げられてゐる順序に基づいて選択する必要はなく、選択は、紛争当事者の自由意思によつて行なわれる。

なお、いずれの国も、この条約に署名し、これに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行なつことにより、この条約の解釈又は適用に関する紛争の解決のための右の手続のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる（第二八七条1）。そして紛争当事者が紛争の解決のための同一の手続を受け入れてゐる場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付すことができる。<sup>(8)</sup>

もしも紛争当事者が、紛争の解決のために同一の手続を受け入れてゐない場合には、当該紛争については、紛争当事者が別段の合意をしない限り附属書VIIIに従つて仲裁にのみ付すことができる。  
ここで注目しなくてはならないことは前に述べたように国連海洋法条約では、第二節の規定の適用にかかる制限

及び除外が設かれていることである。<sup>(9)</sup>

すなわちこの条約に定める主権的権利又は管轄権の沿岸国の行使に係るものは、次の場合は、第二節規定の適用は制限されるというもの（第一九七条）である。

制限されるものには、沿岸国による主権的権利又は管轄権の行使に関する特定の紛争であり、これには、次のものを含む。（一）排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学調査に関する沿岸国の権利又は裁量権の行使。（二）海洋の科学調査活動の停止又は終了を命ずる沿岸国の決定に関する紛争及び（三）排他的経済水域における生物資源に関する沿岸国の主権的権利又は王権的権利の行使に関する紛争で、強制手続に付さないで附属書V第二節の手続によるといふ非裁判手続で解決するというもの。

強制的に裁判手続から除外されるもう一つの例外は、選択的除外である。第一九八条は、次のように規定している。

1 第一節の規定に従つて生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准しもしくはこれに加入する時に又はその後いつでも、次の種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、第二節に定める手段のうち一又は二以上の手続を受け入れないことを書面によつて宣言することができる。<sup>(10)</sup> その紛争は、次の通りである。

#### (1) 領海、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定

(2) 歴史的湾もしくは歴史的権限に関する紛争。ただし、宣言を行なつた国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ紛争当事国の交渉によつて合理的な期間内に合意がえられない場合には、いずれかの紛争

当事者の要請により、この問題を附属書V第一節に定める調停に付する」とを受け入れる。

(イ) 軍事活動（非商業的役務に從事する政府の船舶及び航空機による軍事活動を含む。）に関する紛争

(二) 法の執行活動であった第二九七条の2及び3の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される主権的権利又は管轄権の行使に係る紛争

(ホ) 国連安全保障理事会が国連憲章によつて与えられた任務を紛争について遂行している場合

以上国連海洋法条約が規定する紛争解決手続を概観してきた。内陸面の海への出入の権利及び通過の自由が、通過国の権利と抵触を生じ、それをめぐつて条約の解釈又は適用から紛争が発生した場合、この紛争解決のスキームがどう転開していくのか、この点次にみてみたい。

(1) Yearbook of International Law Commission, 1966 Vol. 1 Part II p. 6 Para 38.

(2) つまり法の究極たる価値理念たる正義をいかにして実現していくかといふ総合的仕組が組み立てられなければならない。

(3) 紛争が問題となるには、紛争が存在し、国連海洋法条約の解釈又は適用のいずれかが問題となつてゐる時である。

Shabtai Rosemne and Louis B. Sohn, United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 (A Commentary) Vol. V (以降 A Commentary), vol. v p. 18.

(4) 第二九七条でうたわれている「国連憲章第二二三條1に規定する手段」とは、手段そのものを指しており、第二二三條1全体をさしてくるものではない。その理由は、「その継続が国際の平和及び安全の維持を危くする慮のある」ものだけが憲章第六節の紛争解決に従うのだという解釈を予防するためである。海洋法条約第二九七条でいう紛争とは、解釈又は適用に関する紛争は、国際平和を危くするものであれ、なんであれ平和的手段で解決をしなくてはならない。

Shabtai Rosenne/Louis B. Sohn, A Commentary, Vol. V, idid.

内陸国の出入りの権利及び通過の自由についての紛争は、一国間協定、小地域的、地域的取極について発生する確率が高いものと思はれる。これらの協定から紛争が発生した場合どうなるのか。ナンタン／ロゼーヌが国連海洋法条約第一一五条に付したコメントリーは、締結された協定の条件及び態様をめぐる紛争は、おそらく第一五部に規定する手続によつて解決されるであろうと述べてゐる。Nandan/Rosenne, A Commentary, Vol. III, p. 422.

(5) それでは紛争の一方の当事者が、自分で紛争の存否を決めることができるのか、あるいは紛争当事国双方が紛争があり、その紛争を解決する道がないことを合意することが必要なのか。この点についてロゼーヌ／ソーンのコメントリーは次のように述べてゐる。

「紛争が、当事者が選んだ手続では、もはや解決の道はありそうにないと考えた場合、一方の当事者が、第一五部に規定されている手続に付託するのが国際法の理論と一致したものと考えられる。もしも他の当事者が異議をとなえ、自己が選択した手続によつて解決する機会があると主張した場合、裁判所に付託する際に事件が付託される裁判所は、管轄権に対する先決的抗弁について決定を下さなくてはならない。」Rosenne/Sohn, Commentary Vol. V, p. 23.

(6) 期限の定めのある典型的な例は、一九六五年の内陸国の通過貿易に関する条約の第六条1である。これは次のように規定する。

「(1)の条約の解釈及び適用について発生した紛争であつて、その紛争が九ヶ月以内に交渉及び他の平和的紛争解決手段によつて解决できなかつた場合、いずれかの一方の当事国の要請により仲裁によつて解决する。」

国連海洋法条約第二八一条2は、この内陸国の通過貿易に関する条約第六条1を考慮して、前もつて合意したタイムリミットが切れた時のみ第一五部に付することを認めてゐる。その代り紛争当事者は、紛争がすでに生じた後、その紛争を特定の手続により解决すべし」とを合意することができる。しかしながらタイムリミット内に合意が成立しない場合は、いづれの当事者も第一五部の手続に自由に戻る」とができる。

(7) 第三次国連海洋法条約の成立過程で、拘束力を有する決定を伴う義務的裁判の種類について議論があつた。一つの考え方として、紛争が付託される裁判所を、国際司法裁判所に統一すべきであるというものである。この考えを主張する国は、国際司法裁判所が、これまで多くの法経験を有していること、又国際法の統一性を確保するためにも国際司法裁判所に統一化すべきであるとする。更に裁判所の数が多い程ささまざま相異なる決定ができる公算が大であるという。この点についてスイス代表は次のように述べている。「相異なつた二つの種類の紛争は、次のように分類されべきである。つまり一は、「条約の解釈又は適用に関する紛争」、二は、海底開発から生ずる紛争とにである。後者の紛争は、条約の解釈又は適用により発生するというものではなく、むしろ探査、開発に関する契約より発生するものである。この場合自然人又は法人が紛争の当事者となりうる。前者に属する紛争は、外交交渉で解決できなかつた場合、調停に付託すべきである。紛争当事者が、調停手続に付託しないことに合意した場合や紛争が解決できなかつた場合、紛争は、国際司法裁判所に訴えを提起すべきである。国際司法裁判所が、次の理由からもつとも適合したフォーラムである。つまり第一の理由として将来の条約は、特殊な性格であるにも拘らず、国際条約であるから解釈の統一性を確保することが重要になつてくる。第一の理由として、国際司法裁判所は、海洋法の分野で重要な法体系の形成をつながし、そして最近の動きをみると国際司法裁判所は、現代国際法の動向に敏感である。」日本もこの立場をとつていた。

この考え方とはまったく反対の意見もだされている。この立場にたつ意見は、国際司法裁判所のほかに、国際海洋法裁判所の設立を主張する。その理由の一つにあげているのは、国際司法裁判所は、保守性が高く硬直化する傾向がある。新たに提起されている国際海洋法裁判所は、保守性の度合が低く、より柔軟に新らたな海洋法を理解し、いろいろな法系や地域を理解すべきものでなければならない。又国際司法裁判所は、国家にしか開放されていない。海洋法という広範な分野をカバーするには、国際組織、私企業や個人にも出訴権を認めざるをえなくなるであろう。国際海洋法裁判所の規定は、各々の事件に對して柔軟に対応していくようを作らなければならない。

第三の考え方は、国際海洋法裁判所の設置に反対するものである。この考えに立脚する立場は、常設的な裁判所を創

ることは、裁判所へのアクセスを硬直化させると説く。その理由は、紛争当事者が紛争についてもつともよく知っている判事を選べなくなるし、又不便なとして遅いお定まりの手続を受けいざるをえなくなるからである。

第四の考え方は、仲裁裁判の機能を重要視する立場である。仲裁裁判では、紛争当事者は、仲裁人を選ぶことが認められており、従つて裁判をするにあたつて紛争当事者の間でバランスをとることができる。又紛争について迅速をくだすことができるよう。こうすれば、長い紛争に起因する紛争当事者の関係を悪化させることはないであろう。

又あるグループは、各々主要なカテーテゴリーの紛争に応じて各々に見合つた手続を定めるという機能的アプローチを提倡した。この機能的アプローチの考え方は、紛争をカテーテゴライズして、たとえば、海底問題から生ずる紛争、航行より生ずる紛争、漁業について発生する紛争、海洋汚染及び海洋科学について発生するといったものに分け、各々適合性のある手続を当てはめるといふものである。この機能的アプローチを主張する者の考えには、海洋法に関する紛争には技術的問題が深く係わっているので、法律家だけで構成する裁判所は適当ではないという観念がある。つまり航行、船舶による汚染問題と関連しては、国際海事機関（I M O）、漁業については、国連食糧農業機関（F A O）とか又海洋の科学調査については、国連教育科学分化機関（U N S C O）の政府間海事委員会（I O C）とこつた技術的にみて権限があるとみられる国際機関により指名された専門家のリストから選ぶ必要があるという。

このような見解の対立をどう調整して行くかが問題となる。一九七四年のカラカス会期で三つの主要な委員会が設けられたが、この委員会だけでは、十分な作業ができるないということから、非公式グループが形成された。（議長団には、オーストラリアのハリー大使（Ralph L. Harry）、ヘルサルバードルのガリンドポール博士（Reynaldo Galindo Pohl）又これら二人に加えてアメリカのソーン教授（Louis B. Sohn）ソーン教授が報告者となり、条約文の起草にあたつた。ここでオランダのリップハーゲン（William Riphagen）教授が一つの提案をだしている。リップハーゲン教授がいうには、条約の締約国は、各々自らが好む裁判所を選択する」とができるようにしておかなくてはならない。もしも選択権がないといふことになると、他の紛争当事国によりなされた選択を受けいれたとみられるおそれがあるからであ

る。非公式グループは、後になつて三つの選択肢をもつたりストを作成している。すなわち仲裁裁判所、特別の海洋法裁判所、国際司法裁判所がこのリストに掲げられていた。

総会議長であるスリランカのアメラシング（H. S. Amerasinge）の提案も右の三つの提案と同じく三つの選択肢をもつっていた。この提案は、国際司法裁判所を選ぶか又は他の裁判所を選ぶかを事前の宣言により明らかにしない限り、紛争は、海洋法裁判所の管轄権に自動的に服することが規定してあつた。

一九七六年の第四会期での審理の結果、もう一つの選択肢が加わりここで選択肢は四つになつた。四番目のものは、紛争のカテゴリーに応じた強制力を伴う特別の手続に関するものである。漁業、汚染、科学調査及び航行に関する紛争である。これらをどのようにしてあてはめるかについて問題が生ずるであろうことが議論された。この点について合意がえられなかつた。そこで紛争が、裁判所の管轄の下にあるか否を決定する選択された裁判所の権限に従うということとで、結局紛争当事者の選択にゆだねるということになつた。つまり被告人の選ぶ裁判所（the tribunal of the defendant）の考えである。この考えは、非公式单一交渉草案（ISNT）PART IV REV 1の第九条7にとり入れられることがある。つまり「紛争当事者が同一の手続を受入れず、かつ又受入れないよう思われる場合は、訴訟の提起に反対する当事者によつて選択された手段にのみ紛争を付託することができる。」

一九七六年の第五会期での非公式会合で、この問題が討議された。裁判所の管轄を受け入れることを明らかに拒否した後で、被告人の選んだ裁判所に無理やりにもつて行くといつた点で反発があつた。ここで浮かびあがつてくるのが仲裁裁判所の制度である。一九七六年にだされたISNTの修正版（RSNT）PART IV第九条は、右の考え方をうけて一方の紛争当事者に、他方の当事者が選ぶ手段か仲裁を選ぶかいずれかの手段を選ばせるということにした。

非公式統合交渉草案（ICNT）は、右の二つの草案を簡略化して、紛争当事者が異なる手続を選択した場合、そこで選ばれる手段を仲裁裁判に限つてある。このICNTの規定がそのまま国連海洋法条約第一八七条5の規定になつた。

詳細は Roseme/Sohn Commentary, Vol. V, pp. 3-13, pp. 40-45 及び栗林忠男、注解国連海洋法条約 下巻（以下栗林注解）二四八頁以下を参照。

(8) いの宣言をしてくる国は、左の通りである。

- ・アルジェリア

各事件で当該紛争当事国間で事前の合意がある時に限り国際司法裁判所の管轄権をうける。

- ・アルゼンチン

国際海洋法裁判所

附屬書VIIIに規定する特別仲裁裁判所

オーストリア

国際海洋法裁判所

附屬書VIIIに規定する特別仲裁裁判所

国際司法裁判所

カーボベルデ

国際海洋法裁判所

国際司法裁判所

チリ

附屬書VIによつて設立される国際海洋法裁判所

附屬書VIIIに規定する特別仲裁裁判所

キューバ

どのようなタイプの紛争でも国際司法裁判所の管轄権を拒否する。

エジプト

附属書VIIによつて組織される仲裁裁判所

・フィンランド

国際司法裁判所及び国際海洋法裁判所

・ドイツ

国際海洋法裁判所

附属書VIIIによつて設立される特別仲裁裁判所

・ギリシャ

国際海洋法裁判所

・ギニア・ビザウ

・イタリー  
どのようなタイプの紛争について国際司法裁判所の管轄権を拒否する。

国際司法裁判所及び国際海洋法裁判所

・オランダ

国際司法裁判所

・ノールウェイ

国際司法裁判所

・オマーン

国際海洋法裁判所

国際司法裁判所

- ・ ポルトガル  
附属書VIによつて設立される国際海洋法裁判所
  - ・ 国際司法裁判所  
附属書VIIによつて組織される仲裁裁判所
  - ・ スペイン  
附属書VIIIによつて組織される特別仲裁裁判所
  - ・ イギリス  
国際司法裁判所
  - ・ スエーデン  
国際司法裁判所
  - ・ タンザニア  
国際海洋法裁判所
  - ・ ウルグアイ  
国際海洋法裁判所
- Law of the Sea Budleterin No. 36, p. 54.
- (9) 国連海洋法會議をふり返つてみると一定の紛争は、拘束力のある手続に訴える義務から外すべきであるという意識が強かつた。そもそも国家は、主権的存在として自国の重大問題を第三者の介入によつて解決するといったことに対して消極的である。  
この点についてオーストラリアのハリーは、紛争解決の手続を制度化するとの重要性を強調すると共に、こうすれ

ば、『条約の解釈及び適用から生ずる重要な問題が、最終的かつ権威的に解決されるようになる』と述べている。しかし除外を設けること自体に反対しているわけではない。ただ除外されるべき事項が多く又幅の広いものであるならば、このシステムの価値は減少してしまつであろう。だから除外さるべき事項は、明確に規定しておかなくてはならないし、その範囲及び適用は制限的に解釈されなければならないとする。この考え方には大方の支持をえていたといつてよいであろう。』

この考え方に対する反対の立場もあつた。この立場は、排他的経済水域の制度と絡めて、沿岸国がやつと手に入れた沿岸国の排他的権利を、第三者の裁定に付託することによって危険にさらすべきではないとするものである。たとえば、アイスランドのアンダーセン (Hans G. Andersen) は、次のように述べる。

「…多くの国は、排他的経済水域の考え方方に支持を与えるとしているが、その考え方をいろいろな方法で弱めようとしている。このよくな国は、沿岸国の決定について争うことの可能性に道を開こうとしている。疑もなく条約の規定が、特に保存措置、全漁獲可能量の規模、沿岸国の漁獲能力又はこれら以外に附隨して生ずるであろう事柄について明確に規定していかなければ衝突が生ずる。排他的経済水域の概念は、そうなれば幻想的かつ意味のないものになつてしまつ。」

たとえ将来締結される条約のパッケージの重要な要素を表していたとしてもである。このようなことを防止するためには排他的経済水域の内部の資源に関する沿岸国の決定は、最終的なものと考えなければならない。』」のアンダーセンの主張も多くの支持をえていた。

右の考え方と異なる角度からの意見もあつた。それは、サイピラスのジャコーヴィード (Andrew J. Jacovide) の考え方方がそうである。彼は、法が、公平かつ効果的に適用されるべきことの重要性を強調しつつ、大要次のようについて述べる。「小さな国及び軍事弱少国は、自國の正当な権利を守るために法による保護を必要としている。会議が作成しようとしている諸規定は、一方的に解釈され又一方的に適用される危険性がある。その結果条約体系は崩壊し完全に無秩

序の状態になるおそれがある。もし第三者による紛争解決のシステムから非常に幅広い除外、特に境界確定に関するようなものを除外したならば、弱少国は、自国の意思を押しつけるに十分な力を有する国家による専断的解釈や一方的措置のなすがままになってしまふ。」

一九七五年の第三会期に非公式グループがまとめた案がでた。この案は、紛争を特定化して、除外を設ける国家の権利を制約しようとした（第一七条）。この案は ISNT PART IV にとり入れられることになる（第一八条）。この ISNT PART IV 第一八条は、アメラシング議長の修正をうけた（ISNT PART IV REV 1）。この修正によりこの第一八条は二つの方向性をもつことになった。一つの方向性は、除外条項の範囲が広くなり、沿岸国の主権的権利の行使、排他的権利、排他的管轄権に関する紛争といった沿岸国すべての権利に係るもののが除外の対象になった。

他方アメラシング議長は、この沿岸国に対する譲歩の見返りとして、除外の例外を認めたのである。つまり明確にこの条約で設立される国際裁判所の管轄権に服すべき事項を規定した。国際裁判に付託すべきものを航行、上空飛行の自由のみならず、この条約により他国のために特に設けられた重要な権利に相当な注意を払わなかつた場合をも認めたのである。このようにして、その後幾度かの非公式交渉草案が作成され、最後に起草委員会の修正を経て国連海洋法条約第一五部第三節の規定になった。

成立過程の詳細については、Rosenne/Sohn, Commentary, Vol. V, p. 85. 以下並びに栗林注解二八九頁以下を参照。この第二九七条についてロゼーヌノーノーのコメントリーは次のように述べている。

「第二九七条のテキストは、沿岸国グループの利益と、航行に利害関係を有する主要な国のグループ並びに内陸国及びその他の地理的不利国との利益とをバランスさせる目的としている。航行に利害関係を有する国のグループや内陸国及びその他の地理的不利国グループの二つのグループは、沿岸国との苦しい交渉で彼等がやつと手に入れた僅かばかりの権利が、第三者による紛争解決手続にのせる道が開かれることによって、保護されることを確保したかったの

である。海についての基本的自由および権利、すなわち航行、上空飛行、海底電線および海底パイプラインの敷設の自由もしくは権利、同様にこれらの自由と関連する他の国際的に適法な利用（これらは、第五八条に規定する強制手続により航空機の運航並びに海底電線及び海底パイプラインの運用に係るもの）は、第一五部第二節に規定する強制手続により完全に保護されることになる。このような保護は、沿岸国が、当該沿岸国に適用のある海洋の環境の保護及び保全のための特定の国際的な規則及び基準であつて、この条約によつて定められ又は、この条約に従つて権限のある国際機関もしくは外交会議を通じて定められたと主張されている場合へとひろがつて行く。このような二重構造の規定の下では、国連海洋法条約及び沿岸国が制定する法令に違反して行動したとされる非沿岸国は、この沿岸国の法令が、この条約に反せず又はこの条約に反しない国際法の他の規則である限り事件は、第一五部第一節に規定する国際裁判に服することになる。

海洋科学調査と漁業に関する紛争は、三つのカテゴリーに分けられる。第一のカテゴリーは、そのまま国際裁判ににする場合である（第二九七条2(a)及び3(a)〔筆者注〕）。第二のカテゴリーは、国際裁判から完全に除外されている紛争、つまり主に沿岸国の権限の行使に係るもので、条約の規定により完全に国に裁量権を認めている場合である。

第三のカテゴリーには国が裁量権を明らかに濫用した場合が含まれる。裁量権の濫用の場合、調停委員会が附属書V第二節の規定に従つて紛争当事者からの意見の聴取、紛争当事者の主張及び反論の審理及び紛争当事者に対して提案を行ふ。しかし調停委員会は、いかなる場合にも、調停委員会の裁量を沿岸国の裁量に代わるものではない」。Rosenne/Sohn, *Commentary Vol V*, p. 105.

(10) たとえば、ポルトガルがだした第二九八条に対して行なつた宣言は、ポルトガルは、国連海洋法条約第一五部第一節の規定を妨げることなく、条約第二九八条(a)(b)(c)に規定されている一及びそれ以上の事柄関連して、第一五部第二節に規定されている強制手続を受けいれないことを宣言するとある。Law of the Sea Bulletin No. 36, p. 8.

### 三 内陸国への出入の権利及び通過の自由と紛争解決

一九九七年一〇月二〇日にだされた海洋法に関する国連事務総長報告に次のような記述がある。

「パキスタンは、内陸国の海へ出入りの権利及び通過の自由に関する国連海洋法条約第一〇部の規定に関して批准時に次のような宣言を行なつて<sup>(1)</sup>いる。この宣言のなかでパキスタンは、条約が通過国の領域の通過を処理にあたり、通過国の主権を完全に保護していることを宣言している。従つて第一二五条に従つて内陸国の権利及び内陸国のためにの便益が、通過国の主権及び正当な利益にいかなる害も及ぼさないよう確保する。通過の自由の詳細な内容は、従つて、ケース、ケースによつて関係する通過国と内陸国によつて決められる。パキスタンの領域を通過する権利の行使についての条件及び態様に関する協定がない場合、パキスタンの国家法によつてのみ規律される」。<sup>(2)</sup>同様な宣言はドイツよりだされている。<sup>(3)</sup>もしも実際に第二五条の解釈及び適用をめぐつて紛争が発生した場合どのよいうな紛争手段が国連海洋法条約では用意されているのか。紛争の処理段階をおつて考えてみたい。

#### 第一段階

この段階では、紛争当事者が紛争解決手続を自由に選択してそれで解决をする。

過去に内陸国が通過国との間で締結した海への出入の権利及び通過の自由をめぐる条約のなかに規定されている紛争解決条項は多様である。ある条約では、共同委員会ないしは混合委員会で解决するとか、あるいは協議を行うとかいろいろな方法が規定されている。<sup>(3)</sup>もつとも条約によつて、さまざまな表現を用いているが、比較的によく用いられているのは「この条約を履行するにあたり」という表現である。つまり条約を履行するにあたり、紛争解決

をも処理するという意味に解せられる。内陸国と通過国との紛争は、交渉により解決してきた例が多いのではなかろうか。<sup>(4)</sup>

#### 第二段階・第三段階

国連海洋法条約第二八六条は、前にもふれたが第一段階で解決がえられなかつものは、いすれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいてこの第二段階へと進む。第二八七条には四つの裁判所が規定されている。いすれも拘束力を有する決定を伴う義務的裁判である。いすれにしても内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由と裁判手続との関連は左の四つのケースに集約されよう。

(i) 条約の解釈又は適用に関する締約国の紛争を当該締約国が拘束力を有する義務的裁判に付託することを合意した場合（第二八〇条）。

(ii) 国際司法裁判所規程第三六条2（選択条項）に従つて管轄権を受諾している場合。

(iii) 国連海洋法条約第二八七条により、書面による宣言を行なうことにより、紛争解決のための四つの裁判所のうち一又は二以上の手段を選択している場合

(iv) 第二八二条の下で、当該紛争当事者が、一般的な地域的な又は二国間の協定をその他の方法によつていすれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付すことに合意した場合。ただし受け入れた手続が拘束力を伴うものでなければならず、この条文は、仲介及び調停といった非拘束力効力をもつものに対しても適用がない。

内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由をめぐる紛争が裁判に付託される可能性はある。しかしこのこと

は、紛争当事間の合意があつてはじめて可能となる。

これまでの先例からみて内陸国と通過国との間で、裁判以外の紛争解決手続がとられているということ、又第二八七条の下での裁判所の管轄権について宣言している国は、オーストリー一カ国しかいないという現状にかんがみ、内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由をめぐって発生するであろう内陸国対通過国の紛争が、裁判で争われるケースは少ないものと思われる。

国際海洋法条約第一五部第三節は、第一節の規定の適用に係る制限及び除外について規定している。しかし、内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由より生ずる紛争は、この適用の制限及び除外をされているものなのか。

国連海洋法条約には具体的に第二節の手続が適用される紛争が規定されているが、このなかに見当たらない。

内陸国へのアクセスの問題は、通過国の主権及び管轄権の問題を含むがゆえに、第二五七条1の規定から制限されているといえないこともないからだ。そうすると、この問題は、結局のところ拘束力のある決定を伴う裁判所の判断にならざることになる。そうなると内陸国の海への出入りの権利及び通過の自由に対する権威ある法的見解を聞くことはできなくなってしまう。

又条約にはこれに見合う紛争解決手段が明確に規定しているわけでもない。

ここで注目したいのは、第一五部の最終条文である第二九九条（紛争当事者が手続について合意する権利）の規定である。第二九九条1は、次のように規定する。

第一九七条の規定により第二節に定める紛争解決手続から除外された紛争又は前条（第一九八条—筆者注）の規

定に基づいて行われた宣言により当該手続から除外された紛争については、当該紛争の当事者の間の合意によってのみ、当該手続に付することができる。

第二九九条2は、また次のように規定している。

この節のいかなる規定も、紛争当事者が紛争の解決のためのその他の手段について合意する権利又は紛争当事者が紛争の友好的な解決を図る権利を害するものではない。

この第二九九条の目的は、制限や除外の場合であつても、紛争当事者は、拘束力ある決定を伴う第二節に規定する手続に紛争を付託できることを明らかにしようとしたものである。このルーツは、紛争当事者は、いつでも自己が選ぶ平和手段によつて紛争を解決することができることをうたつた第一八〇条にある<sup>(6)</sup>。

のことから、紛争当事者の一方が第二九七条から除外されている紛争でも、第二節の手続に訴えることは可能である。

同様にもしも紛争が第二九七条二節及び三節に義務的調停に付託すべきものであつても紛争当事国は、合意により裁判に代えることもできる。たとえば、海の生物資源をめぐる紛争は、国連海洋法条約によれば義務的調停に付されねばならないものも裁判に付すことができる。<sup>(7)</sup>

第二九九条1は、消極面と積極面を兼ね備えている。一方で第二九七条及び第二九八条で制限ないしは除外されている紛争や又第二節において規定されている紛争解決手続から除外されている紛争は、紛争当事国が一方的に別の紛争解決手段に訴えることはできない。このようなやり方は、第二九四条によれば、法的手続の濫用になる。<sup>(8)</sup>

他方では紛争当事者間の合意する権利が規定されていることである。

第二九九条のタイトルが示している如く、「紛争当事者が手続について合意する権利」が認められている。この意味は、紛争当事者が、提訴の態様について合意することができうるときには、いつでも第二節に規定されている手続に紛争の解決を付託する紛争当事国の権利を確認している。合意の様式は、何も正式の条約で決める必要はない。紛争当事者が、どのような手続をとることをはつきりさせればそれで十分な証拠となる。合同で訴訟を提起したり又二つの手続に付託することも、問題についての事前の合意なくとも、紛争当事者の間で合意があつた証拠になる。<sup>(9)</sup>

第二九九条2は、紛争を解決しようとする当事者に二つのチャンスを与えている。

まず第一に、たとえ紛争が、第二九七条及び第二九八条で制限及び除外されている場合でも、なお当事国が、国連海洋法条約第一五部の枠外で他の手続に紛争を付託することは一向にさしつかえがない。この第二九九条2は、「この部のいかなる規定も、条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によつて解決することにつき当該締約国が、いつでも合意する権利を害するものではない」と規定する第二八〇条と対をなす。第二九九条2は、制限や除外が、この紛争当事者のこの権利を害するものではない。

第二の点として、第三節の規定は、国連海洋法条約の枠内で、あるいは枠外で紛争解決のための手続に訴えることをしないといったものについて、それが紛争当事国の友好的な解決にとつて障害となるというふうに考えてはならないことである。しかし合意は、友好的なものでなければならない。一方の当事者が他方の当事者に強制するものではない。このことは、第三〇一条の海洋の平和的利用と結びつく。国連海洋法条約第一五部の最後の規定は、第一節の精神を強調していると同時に、紛争解決が制限されている事柄でさえも、紛争当事者の合意により、紛争を

友好的かつ平和的に解決しうる紛争解決の可能性があるいふを示してくる。<sup>(12)</sup>

(1) Oceans and the Law of the Sea : Law of the Sea, Report of the Secretary-General, A/52/487, 20 October 1997, p. 28. 「*レーベン*」 Law of the Sea Bulletin No. 34 p. 7に取録められてゐる。

(2) ルイ・シモンの宣言は、次のものになつてゐる。「内陸国が享有する通過の自由の規則については、通過国の領域の通過は、通過国の主権と抵触してはならない。第一一五条3に従えば、第一〇節に定める内陸国の権利及び便益が、通過国の主権及び正当な利益にいかなる害を及ぼしてもならない」となつてゐる。

通過の自由の細目は、ケース・ケースに応じて、通過国と当該内陸国との間で合意されなければならぬ。海への出入りの権利を行使するための条件及び様態に関する協定がない場合は、ドイツ連邦共和国の領域を通過する人及び物資のアクセスは、特に輸送手段及び方法又は交通インフラストラクチャーに関しては、ルイ・シモンの国家法によってのみ規定される。Law of the Sea Bulletin No. 27, p. 8. Law of the Sea, Report of the Secretary-General, A/51/645 of 1 November 1996, p. 17.

右のような通過国による宣言に対し、内陸国側からも自己を主張する宣言がだまれている。たとえばボリビアが国連海洋法条約に署名した時にだした宣言がある。それは次のように述べてゐる。

「条約が内陸国に認めた海への出入りの自由は、権利であつて、ボリビアが二国間条約によりこれまで行使してきたものであつて、条約に含まれてゐる実定国際法の規範により今後共引ひつけて行使されしていくであろう。ボリビアは、次の点を記録に留めておいて欲しい。つまりボリビアは、海洋に主権を有する国ではない。そうなつたのは、自然の地理的位置からそつたのではなく戦争の結果そつたのである。ボリビアは、太平洋への出口を交渉の結果回復した時は、条約で規定されているすべての沿岸国の権利を主張する。」 Law of the Sea Bulletin No. 25, p. 25.

内陸国たるチエコは、右のドイツの宣言に対し次のよう反論してゐる。

「ルイ・シモンによる宣言は、チエコに關しては、条約第一〇部の規定と矛盾するといふ解釈するにはどうか。国連総会

ば、一九九五年、「[...]〇田モ決議日〇一九七〇、国際法に従ヘトキヅルの輸送手段による通商國の領域を通過する内陸國（発展途上にある内陸國）の海への出入りの権利及び通過の自由を再確認してこる。」A/51/645 of 1 November 1996, p. 18.

(∞) Study of the question of Free Access to the Sea of Land-Locked Countries and of the Special Problems of Land-Locked Countries Relating to the Exploration and Exploitation of the Resources of the Sea-Bed and the Ocean floor Beyond the Limits of National Jurisdiction, Report of the Secretary-General, A/Ac./138/37 of 11 June 1971. p. 31.

(4) ネペール・ベハシ紛争 詳細は、拙稿「内陸国と海洋—ネペールのイハド領域内における海への出入りの権利及び通過の自由—中央学院大学法学論叢」(一卷)1号 六九頁以下を参照。

- (5) Law of the Sea Bulletin No. 36, p. 54.
- (6) Rosenne/Sohn, Vol V, p. 142.
- (7) Rosenne/Sohn, Vol V, p. 143.
- (8) Rosenne/Sohn, Vol V, p. 146.
- (9) Rosenne/Sohn, Vol V, p. 146.
- (10) Rosenne/Sohn, Vol V, p. 146.

#### 四 総じて述べ

J.O.アリエルスは、その著「国際紛争解決」においてトトト (T.O. Adede) が言葉を借りて次のよつに述べてゐる。「一九七五年、指導的解決者は、海洋法条約から発生する紛争解決のための有効な制度の創設は、海洋空間

そのものにおける新世界秩序の支柱の一つかみなされねばならぬ」と提唱した。」メリルスは、更に続けて、「最終的に取り極められた制度は、複雑であると共に、一定の点に関して理想にはほど遠い。しかしながら、もしそれを可能性の技術の行使とみなすならば、この制度は驚くべき偉業であつて、それが、将来の諸制度の理論的及び実際的の両側面に及ぼす影響は計りしれないものがあるからである」と述べ、第八章をしめくくっている。<sup>(1)</sup>

内陸面の海への出入りの権利及び通過の自由の問題を国連海洋法条約第一五部の枠内でとらえた場合、国家間の関係を国家対国家との対立関係ととらえるよりも内陸国と通過国との友好かつ協力的関係の上で把握していくかなくはならないであろう。

海への出入りの権利及び通過の自由をめぐる内陸国と通過国との間の紛争は、なければならない方がよい。紛争が生ずれば、経済的に不利な立場に立たれるのは内陸国である。両者間の友好関係の構築が先決である。<sup>(2)</sup>

- (1) J. G. Merrills, International Dispute Settlement, Third Ed., p. 196. 長谷川正国訳、(第1版) 111頁。
- (2) 「内陸国を中心とした途上国・内陸国・開発途上国等の発展計画などについて」、その注文の左に掲げる。
  - (i) Report of the Meeting of Governmental Experts from Land-locked and Transit Developing Countries and Representatives of Donor Countries and financial and Development Institutions, held at United Nations Headquarters, New York, from 17 to 19 May 1993, TD/B/40(1), 2 TD/B/LDA/AD. 1/4 of 3 June 1993.
  - (ii) Sustainable Development and International Economic Cooperation : Trade and Development, Transit transport systems of the newly independent and developing land-locked States in Central Asia and their transit developing neighbours: current situation and proposals for future action, Report of the Secretary-General, A/49/277 of 25 July 1994.

- (iii) Report of the Second Meeting of Governmental Experts from Land-locked and Transit Developing Countries and Representatives of Donor Countries and Financial and Development Institutions, Held at United Nations Head quarters, New York, from 19 to 22 June 1995, TD/B/42(1)/11, TD/B/LDC/AC. 1/7 of 2 August 1995.
- (iv) G. A. Resolution, Specific action related to the particular needs and problems of land-locked developing countries, A/RES/50/97 of 2 February 1996.
- (v) Progress report on measures designed to improve the transit transport environment in Central, A/ea/288 of 14 August 1996.
- (vi) Specific actions belated to the panticular needs and problems of land locked developing countries, Note by the Secretary-General of 4 September 1997.
- (vii) Use of Information Technologies to make Transit Arrangement More Effectiv, TD/B/Com. 3/EM. 1/L. 1 of 9 May 1997.
- (viii) 聯合國海洋法公約 Ocean and law of the Sea, Report of the Seeretary-General of 5 October 1998 A/53/456, Para, 115, 116 and 117. 諸君。